

募集要項



第39回（令和6年度） 神奈川工業技術開発大賞

～明日をになう独創技術は神奈川から～

「神奈川工業技術開発大賞」とは

神奈川県と神奈川新聞社は、共催により昭和59年度から、技術開発の奨励と技術開発力の向上を図ることを目的に、県内の中堅・中小企業が開発した優れた工業技術・製品を表彰しています。

募集期間：令和6年4月18日（木）～6月28日（金）必着

◆賞の種類

- | | | |
|--------|--------|------------------------|
| ◎大賞 | （1件以内） | 特に優れた技術・製品に贈ります。 |
| ◎奨励賞 | （3件以内） | 優れた技術・製品に贈ります。 |
| ◎未来創出賞 | （3件以内） | 社会的効果が特に優れた技術・製品に贈ります。 |

受賞のメリット

- 知事と神奈川新聞社代表取締役社長の連名で、表彰させていただきます。
- 表彰式において表彰状と副賞をお渡しします。
- 神奈川新聞のほか各種広報誌に記事が掲載されます。
- 受賞技術・製品を新聞広告等で広報します。
- 神奈川工業技術開発大賞のシンボルマークが使用できます。[右図]
- 工業技術見本市「テクニカルショウヨコハマ」の県（神奈川工業技術開発大賞）のブースで受賞技術・製品を紹介します。
- 関係機関と連携して経営改善や技術の磨き上げ等をサポートします。



- <主催> 神奈川県・神奈川新聞社
<特別協力> 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

- <後援団体> 関東経済産業局・tvk（テレビ神奈川）・かながわ工業振興協議会・かながわモデル工場協議会・株式会社ケイエスピー・公益財団法人神奈川産業振興センター・NHK横浜放送局・一般社団法人神奈川県発明協会・神奈川県信用保証協会・一般社団法人首都圏産業活性化協会

1 募集概要

◆募集対象となる技術・製品（以下の全てを満たす必要があります）

- (1) 実際に企業化（商品化）されたもの又はその効果が実証されたもの
- (2) 産業の発展や国民生活の向上に役立つもの
- ※ 応募技術・製品について、訴訟等により係争中であると判明したもの、その他主催者が不相当と認めたものは対象から除きます。
- ※ 原則、工業に関わる技術・製品が対象となります。

◆応募資格企業・グループ（以下の全てを満たす必要があります）

- (1) 応募技術・製品の開発を神奈川県内の事業所で行っていること
- (2) 以下のいずれかに該当すること
 - a. 中小企業 … 中小企業基本法に定める企業（法人に限る）
 - b. 中堅企業 … 中小企業以外の企業であって資本金が10億円以下の企業（法人に限る）
 - c. 中堅・中小企業で構成されるグループ
- ※ 1企業（1グループ）で複数応募することも可能です。

2 スケジュール（予定） ※ 今後、変更する場合があります。

- (1) 応募書類受理 <4月18日（木）～6月28日（金）>
- (2) 技術調査 <7月～8月>
事務局及び特別協力機関による応募内容の確認を行います。電話による聞き取りのほか、現地調査（訪問による聞き取り調査）や追加資料の提出を依頼する場合があります。
- (3) 選考会 <9月～11月>
学識経験者及び各技術分野の専門家で構成する選考会が、受賞にふさわしい技術・製品を審査・推薦します。選考会は、応募企業の担当者の方に出席していただき、プレゼンや質疑応答を実施します。
なお、応募多数の場合は、選考会の前に予備選考会を実施し、選考会に進む技術・製品を選考します。予備選考会の結果は応募企業に通知します。
- (4) 各賞の決定 <12月>
選考会から推薦された技術・製品を、知事が承認して決定します。
- (5) 結果通知 <12月>
応募企業に書面にて選考会の結果を通知します。
- (6) 表彰式 <翌1月>
知事と神奈川新聞社代表取締役社長が表彰します。
- (7) テクニカルショウヨコハマ <翌2月>
県の神奈川工業技術開発大賞ブースで、受賞技術・製品を紹介します。

3 審査項目

- (1) 新規性 (技術の基本的理念や発想に独創性があるか)
- (2) 難易度 (技術が他と比較して高いレベルか、先端技術か)
- (3) 先導性 (技術・製品が業界をリードしているか)
- (4) 企業化 (商品化) 状況 (売上実績、今後の見込みはあるか)
- (5) 社会的効果 (生活の向上や産業の発展、環境の改善に寄与するか)

4 応募方法

神奈川工業技術開発
大賞ホームページ



下表①～⑤の書類一式を電子申請システム、郵送、持参のいずれかにより事務局へ提出してください。

①～③は神奈川県ホームページからダウンロードしてください。

※URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/cnt/f108/index.html>

電子申請システムの場合は、以下のリンクからご応募ください。

※URL: https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=70076

応募書類		部数 (郵送、持参の場合)	備考
①申込書	【1】 企業概要	各2部	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず「申込書記載例」をご確認ください。 ・申込書は【1】から【3】まで全て作成してください。様式【3】は「技術・製品の別」で選択した項目の様式を選択してください。 ・必要に応じて記載枠の大きさを変更したり、図表等を別紙で添付したりしても構いませんが、①申込書 (別紙を含む) 全体で10ページ以下になるように作成してください。
	【2】 応募技術・製品の概要		
	【3】 売上状況等		
②応募資格に関する確認事項		1部	
③アンケート		1部	
④応募技術・製品に関する参考資料		2部	必要に応じて、申込書の内容を補足する資料を提出することもできます。(技術資料・カタログ・パンフレット・動画等)
⑤企業パンフレット		2部	

*①申込書について

- ・ 選考に係る資料となりますので、全ての項目を具体的に記載してください。

*④参考資料について

- ・ 技術調査及び選考にあたって、必要に応じて参照します。

*注意事項

- ・ 応募書類を郵送、持参する場合には、封筒に「大賞応募書類在中」と赤字で記載してください。

- ・ 応募書類を持参する場合の受付時間は、8時30分から17時15分までです。(土日祝日を除く)。
- ・ 電子申請システムは10MBまでのデータしか受け付けられません。データ容量を超えてしまう場合は、事務局あてにご相談ください。別のオンラインストレージサービスをご案内させていただきます。なお郵送等での対応をお願いすることがあります。
- ・ ご提出いただいた場合は、応募書類を受理した旨を事務局から連絡担当者へご連絡いたします。提出から一週間経過しても受理の連絡がなかった場合には、速やかに事務局へお問合せください。
- ・ 応募書類の返却はいたしません。
- ・ 1企業（1グループ）で複数の技術・製品を応募する場合には、それぞれについて応募書類一式を作成してください。
- ・ 調査・選考の過程で追加書類のご提出をお願いする場合があります。
- ・ 応募書類の内容は、当事業の関係者（主催者・特別協力機関・選考委員）に開示されますのでご了承ください。それ以外の第三者に対して、応募者の許可なく情報が公開されることはありません。
- ・ 資料の提出などの応募にかかる費用については、応募者の負担となります。

◆事務局（問合せ先及び応募書類提出先）

※ 記載方法のご相談も承りますので、お困りのことがございましたら、お問合せください。

神奈川県 産業労働局 産業部 産業振興課 技術開発グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎2階
TEL 045-210-5640 | 045-210-5646 FAX 045-210-8871